

販売一般条件

当販売一般条件は、アンフレクション（以下、本校という）が本校の受講登録申込者（以下、申込者という）にサービスを提供するにあたり適用される。当販売一般条件と受講初日に配布される「就学規定」をあわせ、これを本校の内規とする。当販売一般条件は予告なしに変更される事があり、変更後に受付けられた受講登録申込みに適用されるものとする。

本校への受講申込みを以て、申込者は当販売一般条件に全面的に同意したものとみなされる。

アンフレクション

本校は、フランスの教育法条項 L731 条、及び L731-4 条に準拠する、私立の高等教育機関（2008年10月17日付ライセンス取得番号70番）である。

国民教育省の大学行政目録 RAMSESE 登録番号：0694114X

本校はその業務遂行において、公衆に利用される施設（R タイプ第5 カテゴリー第2 グループ）に定められる安全防災規定に則り、その安全管理を遵守する。

受講申込み：

申込者は、本校に必要事項を記入した受講登録申込書を提出し、本校がそれを承諾の上、申込者は受講料内金を払い込む。本校の仮登録証明書の発行を以て、仮登録の成立とする。受講申込みは、本校ウェブサイトのオンライン、郵送（受講登録申込書は、総合案内パンフレットに添付）、あるいは本校学生課にて受付けられる。

受講料金等の総額が入金された時点で、これを受講申込みの本登録完了とする。受講料金等の支払い期日は、受講開始日までとする。

« オペアコース » の受講料金は、次のいずれかによって支払われる。1) 受講申込み時に2ヶ月分の受講料と受講登録手数料を払い込み、受講開始月の翌月以降は、毎月1ヶ月分の受講料を前払いする。2) 月賦払いでの支払う場合、受講申込み時に受講登録手数料を払い込み、受講料金総額が月別に支払われる小切手一式を納めるものとする。

18歳未満の申込者は、受講申込書とあわせて免責同意書および親権者承諾書を提出しなければならない。

入学とクラス編成：

申込者は任意で受講開始日を設定できる。ただし全くの初心者と A1 レベルの申込者は、本校のウェブサイト及び総合案内パンフレットに定められた日程に沿って、受講しなければならない。また本校で滞在先予約サービスを利用する際の住居予約期間は、本校への受講登録期間（受講開始・終了日前後の週末を含む）の範囲内で予約される。本来の日程に沿って受講する事が望ましく、申込者による受講開始日の任

意設定は認められるが、それに依る学習プログラムやその他サポートサービスにおいて生じる支障については、申込者の責任によるものとする。

受講登録後から受講開始日までに1～3回の学力診断テストが実施され、申込者は本校の指示に従って同テスト、また必要に応じて口頭表現とリスニングのテストを受けなければならない。

グループレッスンは受講人数3名から開講される。受講人数が3名に満たないグループレッスンの開講は、プライベートレッスンと等しく扱われ（1回のプライベートレッスン受講＝2回のグループレッスン受講）、残りの受講レッスン数から減算されるものとする。

本校では祝日の授業は行なわれないものとする。祝日に課外授業・文化行事が催されない場合、受講登録期間が6週間未満の申込者に限り、該当する週の受講料に特別料金が適用される。

受講料、その他のサービス料金：

本校が定めるフランス語一般コースの受講料金には、次のものが含まれる。

- 学習指導料
- 学習指導に使用される機材費

教材費、エクスカーションやリヨン見学などの課外活動費（美術館の入館料、移動時の交通費など）は含まれない。

受講登録手数料、滞在先予約手数料、送迎サービス料金は一律に定められる。いかなる場合も、受講登録手数料と滞在先予約手数料の払い戻しは行なわれない。

全コース（プライベートレッスンを除く）初回受講登録申込み時に、申込者は受講登録手数料を支払う事により、以下の設備とサービスの利用権利を有する。

- 図書室・メディアテック、休憩室（電子レンジ・冷蔵庫・自動販売機）、校内におけるWi-Fi接続、行政手続きや日常生活においてのサポートサービス、プライベートレッスンの特別割引制度、講師による学習・進路指導。

支払い方法：

申込者は現金、フランスで決済可能なユーロ建ての小切手、クレジットカード、ユーロ建て送金により、受講料他を支払うものとする。送金の場合、総合案内パンフレット記載の銀行口座宛に入金する。送金手続き後、申込者は本校に対して、送金内容が確認出来る送金依頼書の写しを提示しなければならない。また送金・小切手決済手続きに携わる諸費用と、クレジットカードでの決済手数料（1回の支払いにつき、支払い総額の1%）は申込者の負担とする。

取消し・登録変更・延期と欠席・中途退学：

法的に定められた期限を過ぎたクーリングオフの申出は、下記の事由を除き、払い戻しはないものとする。またセッション開始後の申出については、当月分は払い戻し対象期間に含まれない。

- 受講開始前の取消し：受講開始日 1 ヶ月前に申出があった場合、内金より受講登録手数料と滞在先予約手数料を控除した金額が払い戻しされる。受講開始日 15 日前に申出があった場合、上記金額に加え内金の 50% を控除した金額が払い戻しされる。受講開始日 15 日未満の申出については、内金の払い戻しはないものとする。ただし受講申込手続きが受講開始日 15 日未満に行なわれた場合、これに限らない。また滞在先予約サービスを依頼していた場合、入居予定日 15 日前の申出については、さらに 1 ヶ月分の滞在費が払い戻し金額より控除される。

ビザ発給拒否による取消しの申出を除き、いかなる場合も学生ビザを申請した申込者への払い戻しは行なわれない。ビザ発給拒否による取消しの申出は、フランス大使館より発行されたビザ発給拒否通知書を、本校に提示しなければならない。また学生ビザを申請した申込者の不登校、無断欠席、正当な理由のない中途退学による返金の申出は一切受けられず、本校は申込者の出席状況を管轄の県庁に報告する義務を負う。ビザ申請手続きを行う申込者は、申請するビザの種類と発給条件、また入国後の手続き（経済状況、健康状態、必要な保険への加入など）における正しい情報を予め認識し、これを怠ったが故のビザ発給拒否や滞在資格取消しに伴う、本校への受講取消しの申出は、申込者の責任とみなされ払い戻しはないものとする。

- 受講開始後の取消し：やむを得ない理由による申出を除き、いかなる場合も受講料金他の払い戻しは行なわれない。疾病や入院など健康上の理由による取消しの申出は、医療診断証明書（フランス語法定翻訳要、リヨンの法定翻訳者リスト参照）を提出する事。その際、残りの受講料金の 10% をキャンセル料として控除した金額が払い戻しされる。また職務や学業上の都合による取消しは、不可抗力による理由とはみなされず、受講料金他の払い戻しはないものとする。またセッション開始後の申出については、当月分は払い戻し対象期間に含まれない。

受講料の払い戻しが受けられない場合、本校は振替受講その他の解決策を検討し、申込者の依頼に基づきケースバイケースで対応する。

- 申込者は勤勉な学習態度で授業に出席する義務があり、これを怠った場合欠席した授業の払い戻しは認められない。ただし 6 ヶ月もしくはそれ以上の学生ビザを取得した申込者は、受講登録期間中 2 週間の連続休暇を 2 度利用する事ができる。受講開始後に休暇申請を行なう場合、当初の受講終了日に休暇期間分が加算され、受講終了日が修正される。もしくは本来の受講登録証明書の受講期間内で、休暇を利用する。長期学生ビザの取得を必要としない申込者は、任意で休暇を利用する事ができ、受講した週分の受講料金を支払うものとする。休暇中も引き続きステイ先に住居をおく場合、定められた費用を納めなければならない。

- 申込者より受講開始日 15 日前に申出があった場合、受講開始日の延期が 1 度限り受けられる。当初の受講開始日から 6 ヶ月を超えない範囲で新たな受講開始日を定めるものとし、申込者は本校に対して書面でその申出を通知する事。ビザを申請する申込者は、出発希望日の最低 1 ヶ月前までに、フランス大使館に対してその手続きを行わなければならない。出発日迄にビザの取得が完了せず、それ故の受講開始日の延期は、万全な渡航準備と行政手続きにおける申請要領への配慮が十分でなかった申込者の責任とみなされ、その申出は受けられない。

- 疾病や健康上のやむを得ない理由（医療診断証明書については、受講開始後の取消しの項参照）による申出を除き、当販売一般条件で定められていない条件による受講開始日の延期と振替受講の申出は、一切受けられない。オペアコース申込者が、その仕事の事情により欠席せざるを得ない場合、欠席予定日の前後の週、あるいは受講登録期間内で振替受講が認められる。オペアにはフランス語の受講義務が法的に定められており、オペアコースに適用される特恵的な受講料を除き、同コース申込者はその他のコース申込者と同等の権利と義務を有する。
- コース内容の変更については、受講登録期間と週の受講時間を本来のそれよりも増やす場合においてのみ、申込者の任意で本校はこれを受付けるものとする。
- いかなる場合も、受講権利を他者へ譲渡する事は認められない。
- 本校は授業を休講する権利を留保する。申込者に可能な限り前以て通知し、その受講料は全額払い戻しされる。

保険 :

本校は、当販売一般条件から生じる責任に関して保険に加入するものとする。

渡航・滞在中の疾病やケガ、また賠償責任などのトラブルに備える保険への加入手続きは、申込者自身で行なうものとする。申込者は必要に応じて、本校学生課にて各種保険に関する情報を閲覧できる。

学籍証明書 :

70レッスン以上受講した申込者から依頼があった場合、受講内容と受講期間、受講終了時の語学レベル（ヨーロッパ言語共通参考枠で定める言語能力5科目の評定）を記載した学籍証明書が受講終了後に発行される。同証明書には、個人別成績表に基づいた学力評価（毎月実施される学力テストの提出状況を含む）と、出席日数も記載される。

受講態度 :

その場にふさわしくない態度でふるまう申込者、またこの販売一般条件と「就学規定」に違反した申込者に対して、本校は予告なしにそのサービスを撤回する権利を有する。その際、受講料金の払い戻しは行なわれないものとする。

滞在先予約サービス :

申込者からの依頼に基づき、本校は滞在先の予約手配、予約証明書の発行、住居手当の申請手続き（該当する住居先のみ）などのサポートサービスを提供する。滞在先予約サービスとは、本校がその代行手続きを行うものであり、滞在先で生じた万一のトラブルに対して、本校はその責任を一切負わないものとする。本校は、可能な限り申込者の要望に適った住居の手配に努めるが、このサービスはそれを保証するものではない。滞在先への入居・退居日は、申込者の滞在する住居によって、次のいずれかに定められる。
1) 土曜日に入居した場合、退居日を金曜日とする。
2) 日曜日に入居した場合、退居日を土曜日とする。

滞在先入居後、正当かつ深刻な理由による滞在先変更の申出があった場合、2ヶ月以上滞在する申込者に限り、他の滞在先を1ヶ月の期間内で確保する。その際、追加料金は請求されないものとする。滞在期間の延長を希望する場合、申込者は当初の退居予定日1ヶ月前迄に、その旨を本校に知らせる事。また本校の予約代行サービスにて確保された住居での滞在期間は、本校での受講期間の範囲内に定められる。滞在先予約手数料は、本校の代行予約手続きにより滞在先が確保された場合にのみ請求される。

個人情報の取扱い

1978年1月6日付けフランスの情報処理と自由に関する法律の第27条に準拠し、本校へ提供された個人情報は、その業務を遂行する上で必要に応じて使用されるものとする。申込者は本校に対して、自らの個人情報の照会と修正を求める権利が認められる。

申込者からの異議がない限り、本校は申込者の写真撮影が認められ、本校のパンフレット・広告・ウェブサイト上で、そのイメージとサービス内容を明確かつ簡潔に伝えるために、それらの写真を掲載する事が出来る。これに異議のある申込者は、本校に対して受講登録時に書面にて通知する事。

紛争解決と異議申立：

受講料金の払い戻しと振替受講の決定権は、本校の学長のみ権限をもつ。ただし申込者はその学業面における本校の見解に対し、異議申立てを行なう事が認められる。異議申立書（総合案内パンフレットに添付）は、本校学生課に直接提出、あるいは校内の意見箱に匿名で投函されるものとする。申込者の依頼に応じて、本校はその異議申立書の受領通知を、申込者本人に行なうものとする。

本校への受講申込みを以て、申込者は当販売一般条件に同意したものとみなされる。当販売一般条件はフランス国内法に準拠し、紛争の場合はリヨン裁判所により裁決される。